

日 販 通 信



8

August
2008

【新店舗紹介】

山形県山形市

八文字屋北店

愛知県大府市

ブックセンター名豊大府店

※特集※ 万引きを
「させない」ために
できること



雑誌愛読月間
7.21-8.20

特集

万引きを
「させない」ために
できること

「インタビュアー」

「防犯先生」清水賢二氏に聞く

「コミュニティの一員として、

「万引き防止」に取り組むためには

万引き側面などという言葉まで囁かれる今、万引きは書店にとってますます看過できない問題になっていく。青少年育成や治安維持といった社会問題としても取り沙汰される万引きを、本当の意味で減らすためには、「店舗」の立場として何ができるのか。今回は書店でも多くみられる少年の万引きについて、「防犯先生」として知られる日本女子大学教授・清水賢二氏にお話をうかがった。

少年の「万引き」意識

子どもの犯罪においても、さまざまな罪種・手口があります。その中で一番多いのが万引きです。特に書店の万引きに関しては、子どもによるものが多いのではないのでしょうか。子どもの犯罪には万引きのほかには自転車盗、乗物盗といったものが多くみられま

すが、それらを合わせて「遊び型非行」、最近では「初発型非行」と呼んでいます。「初発」とは、罪悪感や犯罪への抵抗感なしにやることができ、これが入口となってさらに悪質な犯罪に入っていくということから言われています。その初発型非行の中でも万引きの件数が多いので、どうにがして改善していかなくてはいけないと、さまざまな対策が始まっています。

今年の初めに、(特定非営利法人)全国万引犯罪防止機構で少年の万引きに関する意識調査を行ったのですが、この調査から2つの点がわかってきました。

まず1つは、図1を見るとわかるように、本人も友だちも万引きを「やってはだめ」と考えている万引拒否群は70%いる。それに対して万引許容群は11%です。ここで興味深いのは、小学生ではこの万引許容群が1・8%なのですが、中学生になると10%、高校生に



図1 万引意識を基にした中・高校生の分類 (全体に占める構成比)

表2 各群ごとの少年類型の構成比(%) (全学校児童・生徒)

	万引拒否群	友人許容群	本人許容群	万引許容群
小学生	91.3	4.7	1.1	1.8
中学生	72.5	13.1	1.8	10.3
高校生	66.2	15.8	1.8	13.2

(横%, 100%にならないのは無回答やその他の回答の者を除いて表示したため)

出所:平成19年度 万引に関する全国青少年意識調査報告書(特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構)

なると13%と一気に跳ね上がります(図2)。こういう少年が問題の核となって、万引きに手を出してしまう。だからこそ子どもたちに小さいうちから、万引きというのはやってはいけないことだし、友だちがいいと言っても釣られてはいけないことを、しっかり教えておかないといけません。

もう一つは、少年が万引き少年になっていくにはプロセスがあることがわかってきました。友達関係の問題や、親・学校の教育力が低いのではないかという問題です。万引きという犯罪に対する認識がきちんとされていないために、モノを目にしたときに、つい「大したことはない」「みんなやっている」「やらないといじめられる」など、責任を「中和化」してしまうのです。

そういった状態で実際にお店に行ってみると、多くの子どもたちが言うことですが、万引きしやすい環境がたくさんあります。物理的に万引きしやすい環境を作るためには3つの要素があるのですが、その一つは「動線の制御」です。お店の中をフラフラさせるのは、防犯上あまりよくありません。2つ目が、店員や警備員がきちんと見ているかどうかという「監視性」。3つ目が「領域性」です。さまざまな物を雑多に置いておくと、万引きしやすくなります。商品が乱雑に置かれていてはなくて、整理整頓された、緊張感のあ

る店作りが大切です。

ほかにプラスαとして、「万引きできるぞ」と思わせるようなイメージがあります。その「3プラス1」の要素で、万引きしやすいかどうかを判断するのです。品物に近づきやすい、つかまらずに逃げやすい。そういったやりやすい要件が満たされた時に、少年も大人でさえも、多少無理をしても万引きしてしまう。その「やりやすさ」をコントロールするのに動線を制御したり、防犯カメラをつけてみたり。やってしまった時には、警察の睨みが効いているか、親がしっかり怒るかどうかが。そういったことがないと、万引き少年の心は深化してしまつて、度々万引きを繰り返してしまふようになる。そういったメカニズムがわかつてきました。

コミュニティの一員として万引き防止に関わる

少年非行の中心的なものは万引きです。万引き少年を減らすことは、少年の総量を減らすことにもつながります。そういう意味でも万引きを食い止めることはとても重要です。しかし、いくら厳罰化したとしても、それだけでは万引きはなくなりません。

万引きが犯罪であることは確かですが、罪悪感のない、欲しいからついやってしまったという少年も多くいます。であるならば、少年たちに万引きという犯罪

に手を染めさせてしまったのは、私たちの努力が不足していることと見ることもできるのではないのでしょうか。家庭・学校・地域社会の、子どもたちへの指導の失敗だったと見たならば、彼らを被害者だと考えることもできます。万引きの加害者であると同時に、被害者にさせないという方向で、子どもたちを教育し直すという視点で対応を考えていくことも必要なのではないかと考えています。

具体的には、子どもと店舗と大人が一緒に話して話合う。これは三位一体の対応をする、修復的手法というものです。どういう風にお店が困っているか、保護者や学校関係者から見れば何がいけなかったのか、子ども自身は大変なことをしてしまつたのだということと店舗の人と話し合うことによって学んでいくという機会なのです。

修復的手法を用いる際に重要なことは、店舗にもコミュニティの一員として、対応に参加してもらうという事です。コミュニティという言葉の語源を辿ると、インド・アリアン語の「コム」と「ニユテ」から来ています。「一緒に」という意味の「コム」という言葉の後に、「ここに住み続けるために」という意味が隠れていて、「ニユテ」私にできること」です。つまりコミュニティというのは、「一緒にここに住み続けるために、私にできること」、そこにいる一人一人が一

緒において、お互いに見守り合いましたよという意味なのです。

特に地域型の店舗においては、自店をそのコミュニティの一員と考えるならば、子どもたちを被害者にさせないために地域とともに見守ることが大切です。万引きの被害者としてだけでなく、保護者や学校と一緒になって、子どもと向かい合う場所を作る。話し合いの場、学び合いの場として、保護者や学校の先生も呼んで、「こういうことがあったんだよ」と、子どもを前にして話し合いができるような場所へと変わっていくことで、万引きを犯してしまった子どもたちをブラスの方向に持っていきけるのではないかと思います。

本を売るだけではなくて、子どもたちに本を読む楽しさを教えながら、本を媒介にして、地域の人が集えるような場所として、書店さんにはさまざまな可能性があると思います。人々が集まることによって、書店さんにとっても子どもたちや保護者がどのような本を求めているのかなど、大きな情報交換の場になるのではないのでしょうか。そんなコミュニティの中心となる場所への転換も、ぜひ検討してみてください。

PROFILE ● 清永賢二（きよなが けんじ）



「防犯先生」の名前で知られる「子どもの安全」分野の第一人者。日本女子大学教授、日本女子大学市民安全学センター所長。1943年大阪府生まれ。東

京学芸大学院大学院修士課程修了。警察庁科学警察研究所防犯少年部環境研究室長および犯罪予防研究室長を経て、現職。東京大学客員教授、ロンドン大学客員研究員、全国安全都市会議議長なども歴任。著書に「漂流する少年たち」（恒星社同生園）、「少年非行の世界」（有斐閣）、「大地震に遭った子どもたち」（NHK出版）などがある。最新刊「防犯先生の子どもの安全マニュアル」（東洋経済新報社）。



「防犯先生の子どもの安全マニュアル」(東洋経済新報社・定価1,000円・ISBN9784492222829)

参考：「学校・警察・地域社会の連携による「非行防止教室」の取組み」

少年が刑法犯の検挙人員の3~4割、街頭犯罪では6~7割を占めるといった少年問題の背景には、家庭の養育機能の低下、地域社会の少年育成機能の低下など、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられるため、社会全体での総合的な取組みが必要との認識が高まっている。中でも非行防止教室は、少年の規範意識の向上を図り、非行防止に資する視点やソーシャルスキルを身に付ける観点等からその重要度を増している。学校と警察、さらには保護者を含む地域社会の少年非行の防止に向けた連携のもと、さまざまな取組みが行われている。

【事例：「地域の事業者等と連携して万引きの防止を図る取組」（小学校）】

非行防止教室の開催

万引き防止について、関係機関や事業者の方を交えた講義を行う。指導を行う学校だけでなく、補習活動を行う補習員、実際に被害にあう店舗の方からも話をしていただき、3つの側面から考える。

（指導の流れ）

・目の中で決してしてはいけないことには、どんなことがあるでしょうか。

・お店の中の物を盗むこと、つまり万引きがあります。万引きもしてはいけないことです。今日はお店の店長さんが教室に来てくれましたので、お話を聞いてみましょう。

（店長）

・残念ながら、私の店でも万引きをする人がいます。みんなと同じ年くらいの子どもであっても、万引きをしてしまう人がいるのです。たのしい本や役に立つ本をみんなに買ってもらうために一生けんめいそろえた本が万引きされてしまうことは、とても悲しいことです。



・万引きをした人を見つけたら、警察に連絡しますし、保護者の方にも連絡しなければなりません。保護者の方が警察の方に呼ばれてお店にくると、とても悲しそうです。泣いている方もいます。子どもが悪いことをしてしまったことがとても悲しいのです。このように、万引きは犯罪であるだけでなく、自分やまわりの人たちの心も傷つけてしまうような、絶対にしてはならないことなのです。

（少年補習員）

・みなさんにクイズがあります。たとえば、お店の品物を盗み、店の人に見つかったので、お金を払って謝りました。このことは犯罪に当たるでしょうか？

・このことは犯罪に当たります。また、その場に一掃にいたり盗んだ物であると知りながらもらった場合も犯罪になるのですよ。



出所：文部科学省「非行防止教室等プログラム事例集」